

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月12日
【会社名】	株式会社ソフトフロント
【英訳名】	Softfront
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 克彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂四丁目2番19号
【電話番号】	代表 03(3568)7007
【事務連絡者氏名】	執行役員財務担当 五十嵐 達哉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目2番19号
【電話番号】	代表 03(3568)7007
【事務連絡者氏名】	執行役員財務担当 五十嵐 達哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 30,009,000円 新株予約権証券 18,200,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,488,200,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	142,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 新規発行株式(以下「本新株式」という。)の発行は、平成28年2月12日(金)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	142,900株	30,009,000	15,004,500
一般募集			
計(総発行株式)	142,900株	30,009,000	15,004,500

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は15,004,500円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
210	105	100株	平成28年2月29日(月)		平成28年2月29日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 当社は、本届出書の効力が発生した後、払込期日までに本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定であります。払込期日までに、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式に係る割当ては行われないこととなります。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ソフトフロント 管理部	東京都港区赤坂四丁目2番19号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目3番5号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	70,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	18,200,000円
発行価格	新株予約権1個につき260円(新株予約権の目的である株式1株当たり2.6円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年2月29日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ソフトフロント 管理部 東京都港区赤坂四丁目2番19号
払込期日	平成28年2月29日(月)
割当日	平成28年2月29日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 赤坂支店

(注) 1. 第9回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成28年2月12日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ソフトフロント 普通株式(社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、100株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式7,000,000株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、210円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は会社分割に伴って交付される場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の取得価額又は行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得、転換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(3)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,488,200,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成28年2月29日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成30年2月28日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社ソフトフロント 管理部 東京都港区赤坂四丁目2番19号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 赤坂支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき260円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
---------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

## 4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,518,209,000	14,500,000	1,503,709,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額30,009,000円及び本新株予約権の払込金額の総額(18,200,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,470,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  3. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりであります。
 

(新株予約権公正価値算定費用)	2,800,000円
(登記費用、弁護士報酬等)	11,700,000円
  4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

## (2) 【手取金の使途】

この度の資金調達を行うことを決定した背景及び手取金の使途は、以下のとおりであります。

## a. 当社グループの事業の現状について

当社グループは、平成25年5月10日付で策定した「中期経営計画」に基づき「3つの事業領域」として、既存事業をベースに成長、アジアマーケットを新規市場として捉える、新たな成長基盤としてサービス事業に取り組むことに注力しております。しかしながら、通信関連ソフトウェアを提供する既存事業において収益の伸びが鈍化しております。当社は、この主な原因を以下のとおり分析しております。

当社は売上の大部分を占める通信事業者向けに「通信インフラ上の通信関連サービス」を提供して参りましたが、通信事業者がインフラ提供に専念するという方向転換が起こり、他のIT系サービス事業者が当該通信関連サービスを提供するようになった。

当社は自社の技術を活かした新製品の開発や新サービスの展開により対応を続けて参りましたが、当社の営業力不足と他のITサービス事業者との競合により、当社製品・サービスの販売が十分にできなかった。

## b. 経営戦略の見直しの必要性

こうした状況から、これまでの経営戦略を抜本的に見直すことが必要であると判断しております。当社が対象としてきた市場の縮小と共に、新サービスの開発・事業化に想定以上の時間を要してきたことから、売上の減少と利益率低下により業績の低迷が続いておりますが、平成26年4月から開始したスタートアップ企業への支援事業を通じて、当社の技術や開発力とスタートアップ企業の企画やアイデアを融合することの経験を今後の当社の成長戦略に活かせると判断しております。

## c. 新経営戦略としての2つの新規事業展開に着手

当社は、新たな経営戦略として、「コミュニケーション・プラットフォームの提供」、「ネットとリアル融合」という2つの事業領域を中核事業と定めました。

潜在的な成長性が高い領域をターゲットとする

当社の強みであるインターネット上での電話、メール、チャット、テレビ電話、テレビ会議等のコミュニケーション関連技術を、従来のように技術として提供するのではなく、利用しやすいプラットフォームとして提供することで、様々な事業者の新たなサービスを展開して参ります。当社が活用している電話を中心としたプラットフォームサービスであるtwilio(トゥイリオ)サービス(日本国内では株式会社KDDIウェブコミュニケーションズが提供)だけでも、プラットフォームを利用して様々な電話の機能をインターネットで実現するサービスを開発する利用者が年間で数十万人規模に達すること\*1などから、当社は



コミュニケーション機能が備わったサービスに対する需要の拡大に注目しており、その様な新サービスを期待するユーザー・ニーズに応えることで当社の事業を拡大して参ります。また、関連会社であるデジタルポスト株式会社の営む電子郵便事業を一例とする、従来のインターネット上の技術をリアルな世界に拡張していく事業を積極的に手掛け、従来のリアルな事業だけ、もしくはインターネット上の事業だけでは実現できなかった新たなサービスも開発することで当社の事業を拡大して参ります。リアル店舗をもつ小売事業者が、ネットとリアルを融合させる、オムニチャネル戦略においてだけでも、年率10%以上の市場成長が続くと言われており\*2、ネットとリアルの境界線がサービスを通じて曖昧化していくネット・リアル融合の新たなサービスにおける成長は、それを上回る成長可能性があるかと注目しております。

\*1 米国Twilio, Inc.発表

\*2 020 INNOVATION LAB「成長率10%?急成長するオムニチャネル市場!各社の戦略に迫る」

#### M&A、資本提携、外部からの人材登用を積極活用

当該経営戦略においては、技術提供だけではなく、技術を活用した新たなサービス展開までを早期に実現することが重要であり、そのことを推進するためのM&Aや資本提携も積極的に実施するとともに、事業構築、サービス展開において実績のある人材の外部からの協力、登用も積極的に行って参ります。

各事業領域において想定している事業展開は以下のとおりであります。

「コミュニケーション・プラットフォームの提供」の事業領域に関して

当社は創業以来、一貫してインターネット上での電話、メール、チャット、テレビ電話、テレビ会議等のコミュニケーション機能に係るソフトウェアを開発して参りました。当社のコミュニケーション関連ソフトウェアは、技術的・品質的評価が厳しいと言われていた大手通信事業者に長年利用されてきており、最新通信技術への対応、ニーズの十分な理解と的確なソフトウェア開発、高品質なソフトウェア開発等において、一定の評価を得ております。当社は従来、主に通信事業者及びメーカー向けのソフトウェア開発を事業の中心として進めて参りましたが、当社の強みであるコミュニケーション関連技術をより幅広く普及させ、当社の事業規模を拡大していくためには、通信事業者及びメーカーだけではなく、よりユーザーに近い立場の様々な事業会社に対して、高品質かつ最先端の技術を活用した音声通話、テレビ電話、テレビ会議、チャット、メール等のコミュニケーション機能を有するコミュニケーション・プラットフォーム\*1を提供する事業を手掛ける必要があると判断いたしました。事業会社はコンテンツ配信、決済、データ管理などの一般的なビジネスのプラットフォームに加えて、当該コミュニケーション・プラットフォームを活用することで、本来注力すべき根幹となる事業アイデアのサービス化に専念でき、また根幹となるサービスからシームレスにコミュニケーションできるなどのサービスの高付加価値化を容易に実現できるようになります。

なお、当社は、「コミュニケーション・プラットフォームの提供」事業領域において、当社のコミュニケーション・プラットフォームの利用を拡大し、実際の利用で得られた知見をコミュニケーション・プラットフォームにフィードバックして強化していくことにより、事業展開を加速させる必要があると判断しており、実際に当社のコミュニケーション・プラットフォームを活用することによりシナジー効果がある事業会社の買収、資本提携を積極的に進めることが得策であると考えております。

#### 具体的な展開事業及び買収、資本提携先の例

a) 顧客管理(CRM)事業に新たなコミュニケーションの付加価値を提供

顧客管理(CRM)\*2を提供している企業に対して、当社のコミュニケーション・プラットフォームを提供することで、CRMソフトウェアのデータベースに含まれている連絡先との間で、「電話」、「チャット」、「テレビ電話」、「メール」などによるコミュニケーションを可能とするシナジーが期待されます。

b) 既存産業に顧客とのリレーションの付加価値を提供

人材紹介会社、結婚相談会社、ゲーム会社、エステティック・サロンや美容室の運営会社などユーザー基盤を有した事業を展開している事業会社に対して、当社のコミュニケーション・プラットフォームを提供することで、テレビ電話やチャット等によりユーザー・顧客とのリレーションを親密にし、サービスの利便性や利用頻度を高め、固定客を確保するというシナジーが期待されます。

c) 単一サービスを提供するサービス提供事業者のサービスメニュー追加に貢献

インターネットのプラットフォーム上で様々なコミュニケーション手段が提供されている中、例えばチャットサービスのみといった単機能のコミュニケーションサービスを展開しているサービス提供会社に対して、当社のコミュニケーション・プラットフォームを提供することで、新たに音声や映像などの別のコミュニケーション機能を追加することができ、提供サービスの幅が広がるというシナジーが期待されます。

d) 音楽産業等での双方向コミュニケーション等の付加価値を提供

イベント会社やイベントホール等を所有する事業会社に対して、当社のコミュニケーション・プラットフォームを提供することで、例えばアーティストのライブ会場の映像をリアルタイムで各家庭に臨場感あふれる形で配信し、逆に各家庭からライブ会場にチャット等のメッセージを配信するなど、イベントにおいて従来とは異なる形の付加価値を提供するというシナジーが期待されます。

(注) 上記の各事例は当社が想定するものであり、必ずしも現時点でM & A等の候補が具体的にあるとは限りません。

\* 1 コミュニケーション・プラットフォーム：コミュニケーションを実現するための基盤となるソフトウェアやハードウェア、また、それらの組み合わせ。設定、環境などの総体を指すこともある。

\* 2 顧客管理(CRM: Customer Relationship Management)：主に情報システムを用いて顧客の属性や商談等の履歴を記録・管理し、それぞれの顧客に応じたきめ細かい対応を行うことで長期的な良好な関係を築き、顧客満足度を向上させるための取り組みや情報システム。

「ネットとリアルとの融合」の事業領域に関して

当社は、従来のインターネット上におけるコミュニケーション関連技術という強みに加えて、当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社が営む電子郵便事業への参画を通して得た、インターネット上における技術をリアルな世界へ展開させる技術も強みの1つであると考えております。

当社は、インターネット上の技術をリアルな世界へ展開させることにより、既にリアルな世界で店舗等を営み、又は事業を展開している事業会社に対して、「ネットとリアルとの融合」として新たな価値が創出される事業を手掛けて参ります。また、同様にインターネット上の技術をリアルな世界へ展開させることにより、インターネット上のサービスから「ネットとリアルとの融合」としてリアルな価値が新たに創出される事業を手掛けて参ります。

なお、「ネットとリアルとの融合」事業領域においては、様々な事業分野に対応することで、当社の事業の幅を広げていく必要があると判断しており、当社の強みを活用することによりシナジー効果がある事業会社の買収、資本提携を積極的に進めることが得策であると考えております。

具体的な展開事業及び買収、資本提携先の例

a) 顧客データベースに関わる事業会社に電子郵便の付加価値を提供

顧客データベースを有するサービス提供企業や顧客データベース関連ソフトウェアを提供するソフトウェア開発企業に対し、当社がデジタルポスト株式会社の事業で手掛けている、ネット上でのデザインデータや宛名データベースをリアルな手紙やハガキに印刷して直接相手に郵便で届ける技術を提供することで、サービスや製品の幅が広がるというシナジーが期待されます。また、デジタルポスト株式会社が提供する電子郵便サービスとの連携というシナジーも期待されます。

b) 製造設備とネットワークの融合による受注規模拡大に貢献

3Dプリンター等の製造設備を使って実際にモノを製造するメーカー企業に対し、利便性の高いユーザ・インタフェースの開発実績、通信事業者が提供する様々な通信サービスに対応してきたネットワーク構築実績等の当社の開発ノウハウ、クレジット決済等の機能をWebサイトに構築するノウハウを提供して、ネット上でのデータを活用した新たな製造サービスにより事業規模を大きくするというシナジーが期待されます。

c) 既存産業にバーチャルなサービスの付加価値を提供し顧客の囲い込みに貢献

エステティック・サロン、美容室チェーンの運営会社、歯科医院などリアルなサービスを展開している事業者に対して、同様に利便性の高いユーザ・インタフェースの開発実績、通信事業者が提供する様々な通信サービスに対応してきたネットワーク構築実績等の当社の開発ノウハウ、クレジット決済等の機能をWebサイトに構築するノウハウを提供して、リアルなサービスで提供する専門性をインターネット上で提供するようなバーチャルなサービスへ拡張することによって、そのサービスの付加価値が高まるというシナジーが期待されます。

(注) 上記の各事例は当社が想定するものであり、必ずしも現時点でM & A等の候補が具体的にあるとは限りません。

なお、上記2つの新たな事業領域の活動を支えるため、必要とされるソフトウェア開発には当社の100%子会社であるベトナム現地法人を積極的に活用して参ります。当社がこれまで通信事業者を相手にしたビジネスを通じて蓄積した高水準のスペック環境下で培われた開発力を当該現地法人においても維持し、ハイ・クオリティの開発体制を更に強化(開発者の増加及びそれに伴い必要となるオフィス拡充、機器・消耗品の購入手配等)して参ります。

d. 財務体質の強化の必要性

当社グループは、前連結会計年度において、4期連続の営業損失の計上、2期連続の営業キャッシュ・フローのマイナス計上となっており、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社は、上記の新経営戦略の推進による早期の黒字化を目指すとともに、今回の資金調達で自己資本の増強による財務体質の強化にも繋がると判断しました。

e. 具体的な資金使途

本新株式

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
ベトナム現地法人への追加出資の資金	29百万円	平成28年2月～平成30年2月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. ベトナム現地法人において、「コミュニケーション・プラットフォームの提供」事業領域及び「ネットとリアル融合」事業領域を支えるための開発体制を強化するため、当社から当社の100%子会社であるベトナム現地法人に対して追加投資として出資金を追加するものであります。なお、主な内訳は、人件費(15百万円)、オフィスの拡充費用(8百万円)、機器・什器等の消耗品費その他(6百万円)であります。

本新株予約権

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
「コミュニケーション・プラットフォームの提供」事業領域でのM&A等の資金	700百万円	平成28年2月～平成30年2月
「ネットとリアル融合」事業領域でのM&A等の資金	745百万円	平成28年2月～平成30年2月
ベトナム現地法人への追加出資の増額出資の資金	29百万円	平成28年2月～平成30年2月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 「コミュニケーション・プラットフォームの提供」事業領域でのM&A等の資金としては、現時点において1社に対する買収又は出資の投資規模として700百万円を想定しておりますが、今後の買収・出資案件の状況により、複数社に分散して投資を行う可能性があります。また、同様に「ネットとリアル融合」事業領域でのM&A等の資金につきましても、現時点において1社に対する買収又は出資の投資規模として745百万円を想定しておりますが、今後の買収・出資案件の状況により、複数社に分散して投資を行う可能性があります。なお、1つの買収・出資先において、両方の事業領域を取扱う可能性もあります。
3. 上表及びに記載したM&A等は、現時点で決定した案件はありません。支出は各案件の進捗に応じて、段階的に行われることとなります。現時点で支出予定時期を具体的に想定することは困難ですが、具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。
4. ベトナム現地法人への追加出資の増額出資の資金は、本新株式で調達した資金の使途であるベトナム現地法人に対する追加投資としての出資金を更に増額するためのものであります。なお、主な内訳は、人件費(15百万円)、オフィスの拡充費用(7百万円)、機器・什器等の消耗品費その他(7百万円)であります。
5. 本新株予約権の行使による調達額につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初の計画通りに資金調達ができない可能性があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。なお、各資金使途は現時点での優先順位の順に記載しており、基本的に優先順位の高位から順次資金充当して参りますが、今後の買収・出資案件の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。
6. M&A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM&A等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### ロックアップ条項及び先買権条項 (ロックアップ)

本新株式及び本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社と以下の内容を契約する予定であります。

Oakキャピタル株式会社との間で締結予定の「総数引受契約」の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券( )の交付を含む。)又はこれに関する公表を行わない。

払込期日から6か月間が経過した日又はOakキャピタル株式会社が保有する本新株式及び本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日又はOakキャピタル株式会社が保有する本新株式及び本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株式の発行価額又は本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等又はこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株式により取得した当社の株式を、本新株式の発行価額の180%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行又は交付されるものを除く。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との間で平成28年2月29日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

### (先買権)

#### a) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行又は交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株式及び本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

当社は、本項 号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

#### b) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。

開示書類に記載された既発行の第8回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき。

上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

c) 違反時の手続

当社が上記「a) 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければならない。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との間で平成28年2月29日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社		
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号		
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第154期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)	平成27年6月26日提出	
		四半期報告書 第155期第1四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)	平成27年8月7日提出	
		四半期報告書 第155期第2四半期(自平成27年7月1日至平成27年9月30日)	平成27年11月6日提出	
四半期報告書 第155期第3四半期(自平成27年10月1日至平成27年12月31日)		平成28年2月5日提出		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は、当社株式を100株(当社の総議決権の数に対する割合0.00%)所有する株主であります。(注) また、割当予定先は投資目的で当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社の株式1,170株(同社の総議決権の数に対する割合43.82%)を所有しております。		
	人事関係	当社と割当予定先の間には、記載すべき人的関係はありません。 当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社において、当社と割当予定先はそれぞれ役員の兼任があります。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		

(注) 平成27年9月30日時点の株主名簿を基準として記載しております。なお、当社の総議決権の数に対する割合は、平成27年9月30日現在の当社の総議決権数(145,857個)を勘案し、小数点第3位以下を四捨五入して算出しております。

c．割当予定先の選定理由

前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、当社はM&A等を活用した抜本的な経営戦略見直しを遂行するため、資金調達を行うことといたしました。

かかる判断のもとで、当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で当該資金調達に賛同頂ける割当先を選定するに際し、当社は平成27年12月より、平成25年7月23日付で発行した新株式及び第7回新株予約権並びに平成26年3月24日付で発行した新株式及び第8回新株予約権の割当先であるOakキャピタル株式会社に加えて、証券会社等からの紹介先等を含む複数の候補先と度重なる協議を行いました。その結果、平成25年7月23日付で発行した新株式及び第7回新株予約権並びに平成26年3月24日付で発行した新株式及び第8回新株予約権で、Oakキャピタル株式会社は全額を確実に払い込んだ実績に加えて、Oakキャピタル株式会社の新たな事業を企画する企画提案力、複数企業の有する力を結集して新たな事業を創り出す事業創出能力及び顧客開拓能力が他社に比べて優れていて、当社がこれから新たに創出し、推進する事業においても顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが今後も期待されると判断し、同社を割当先の有力候補といたしました。

Oakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。新興市場に上場する企業並びに中堅上場企業向けの第三者割当によるエクイティ・ファイナンス引受けを通して、これまで数多くの上場企業の資金調達を支援してきております。Oakキャピタル株式会社の投資スタイルは、発行会社が調達した資金が成長の為に資金として活かされることを重視しており、発行会社の成長戦略や事業戦略を軌道に乗せることでその企業価値向上に成果を上げております。

この度の割当予定先としての選定によって、割当予定先から顧客や事業提携先の紹介、新規事業推進に向けた営業支援等が期待され、業績向上により当社の事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。本新株式及び本新株予約権の割当てにより、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、Oakキャピタル株式会社を選定することにより、顧客や事業提携先の紹介などにより事業展開に有利であると判断し、最終的に平成28年2月12日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

Oakキャピタル株式会社に割り当てようとする株式の数は以下のとおりであります。

本新株式による当社普通株式	142,900株
本新株予約権の目的である株式の総数	7,000,000株（本新株予約権の総数70,000個）

e．株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨、口頭で表明を得ております。

なお、当社は、割当予定先から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式の払込金額及び本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨、並びに本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨、口頭で表明を得ております。これに加えて、当社は、Oakキャピタル株式会社が平成28年2月5日に提出した平成28年3月期第3四半期に係る四半期報告書に記載された四半期財務諸表における現預金その他の流動資産の保有状況の確認により、当社が本新株式の払込金額、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に必要な資金の総額を保有していることを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

## g. 割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄において、「コンプライアンス行動規準」、「反社会勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する旨の記載があることを確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

#### 本新株式

本新株式の発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成28年2月10日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である210円といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前営業日からさかのぼった直近営業日の価格）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価格を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、本新株式に関する取締役会決議日の直前営業日の終値210円は、当該直前営業日までの1か月間の終値平均251円に対する乖離率は-16.38%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均274円に対する乖離率は-23.46%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均307円に対する乖離率は-31.65%となっております。

以上のことから、当社取締役会においては、このたび調達する資金をベトナム現地法人への追加出資の資金に充当し、事業の拡大を図り、かつ自己資本の拡充により財務体質の強化を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価格は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名全員（内2名は社外監査役）及び補欠の社外監査役1名から、取締役会の判断において決定された発行価格は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価格が有利発行には該当せず適法であると考えている旨が述べられております。

#### 本新株予約権

本新株予約権の発行価格は、当社普通株式の株価（平成28年2月10日の終値（210円））、権利行使価格（210円）、ボラティリティ（95.98%）、リスクフリーレート（-0.243%）、配当率（0%）、発行会社の行動（基本的には割当予定先の権利行使を待つが、株価終値が20取引日連続して行使価格の180%を上回った場合には、期限前取得条項を発動すること）及び割当予定先の行動（当社株価が行使価格を上回っている場合に随時権利を行使し、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約10%ずつ売却すること）について一定の前提を置いて、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である株式会社ブルー・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長 野口真人）が算出した算定価格260円を踏まえ、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権1個当たりの発行価格を当該算定価格と同額の260円といたしました。なお、第三者機関からの算定結果につきましては、算定に係る前提条件及びその算定方法について、適正なものであることを確認しております。

また、本新株予約権の行使価格は、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成28年2月10日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値（210円）といたしました。なお、本新株予約権の行使価格の当該直前営業日までの1か月間の終値平均251円に対する乖離率は-16.38%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均274円に対する乖離率は-23.46%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均307円に対する乖離率は-31.65%となっております。

以上のことから、本新株予約権の発行価格及び行使価格については、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であると判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金をM&A等の資金及びベトナム現地法人への追加出資の増額出資の資金に充当し、M&A等により事業の拡大を図り、かつ自己資本の拡充により財務体質の強化を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員(内2名は社外監査役)及び補欠の社外監査役1名から、本新株予約権の発行は、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。当該意見においては、本新株予約権の行使価額の算定方法は、時価を基準にしていることに加え、本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、当該評価額を踏まえて決定された発行価額による本新株予約権の発行は有利発行には該当しないと考えている旨が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式により発行される株式数142,900株及び本新株予約権の行使による発行株式数7,000,000株を合わせた7,142,900株に係る議決権個数は71,429個であり、当社の総議決権数145,857個(平成27年9月30日現在)に対する割合が48.97%となることから、相応の希薄化が生じます。これにより既存株主の皆様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」に記載のとおり、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行は中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式により発行される株式数142,900株に係る割当議決権数1,429個、本新株予約権の目的である株式の総数7,000,000株に係る割当議決権数70,000個を合算すると割当議決権数は71,429個となり、当社の総議決権数145,857個(平成27年9月30日現在)に占める割合が約48.97%となります。したがって、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号	100	0.00%	7,143,000	32.87%
村田 利文	札幌市中央区	574,468	3.94%	574,468	2.64%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	541,400	3.71%	541,400	2.49%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目 2番10号	431,200	2.96%	431,200	1.98%
長屋 正宏	大阪府吹田市	380,700	2.61%	380,700	1.75%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	259,700	1.78%	259,700	1.20%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番 1号	201,900	1.38%	201,900	0.93%
山川 元志	京都府木津川市	180,700	1.24%	180,700	0.83%
畠山 敬一郎	岩手県盛岡市	128,400	0.88%	128,400	0.59%
陳 継輝	神奈川県平塚市	120,000	0.82%	120,000	0.55%
計	-	2,818,568	19.32%	9,961,468	45.84%

(注) 1. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として、平成27年9月30日現在の総議決権数(145,857個)及び本新株予約権の全てが権利行使された場合を想定して記載をしております。なお、上記の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して算出しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年9月30日現在の総議決権数に、本新株式による発行株式142,900株に係る議決権1,429個及び本新株予約権の目的である株式の総数7,000,000株に係る議決権70,000個を加えて算定しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、今回の資金調達については、長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であると判断いたしました。

本新株式の発行に加えて本新株予約権が全て行使された場合、当社株式が本新株予約権の発行前の当社の総議決権数に対して約48.97%希薄化することとなり、大規模な第三者割当に該当しますが、大規模な第三者割当をこの時期に行う主な理由は、次の各号に示す事項を総合的に勘案したためであります。

当社グループの中期経営計画の進捗状況に鑑みると、M & A等を活用した抜本的な経営戦略見直しが喫緊の課題であり、この実施に係る資金の確保が必要不可欠であること

前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載したM & A等については、現状確定した投資先は定まっていないものの、想定している2つの事業領域における事業を早期に構築し、その成長を加速させるための一定規模の複数のM & A等を行うことを前提とした今回の調達資金の規模は妥当であると判断されること

当社グループの財政状態に鑑みると、現状の手元資金では前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載したM & A等を実施するには十分ではなく、投資資金を外部から調達する必要性があり、その中でも第三者割当による資金調達が最善であると判断されること

(参考) 平成27年12月31日現在の現金及び預金の額：176,534千円(連結)

必要資金を調達するために大規模な第三者割当が必要となり、一時的には既存株主の皆様の株式価値の希薄化という影響は避けられないものの、資金調達により新たな事業会社への転換を図り、当社グループの中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株式価値の向上につながるものと判断されること

また、割当予定先の本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針であることから、流通市場への影響は軽微であると判断しております。なお、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高1,611,951株に対して、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される

株式数7,142,900株を本新株予約権の行使期間2年間で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は約14,518株となり、上記、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の0.90%となります。

## (2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

- a. 資金調達の必要性と資金調達の方法として第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行を選択した理由  
新事業戦略に当たり、事業展開に向けた投資資金及びM&A等による企業買収等に対して資金の手当て及び自己資本の増強による財務体質の強化が不可欠であると判断しております。M&A等の投資先については複数の仲介業者から複数の事業会社の紹介を受けておりますが、現時点において確定したものはございません。しかしながら、M&A等の案件の成立のスピードを早めるためには、事前に買収資金の調達ができている又は調達の目的が立っていることが必要であり、また、自己資本の増強による財務体質の強化についても喫緊の課題であることから、資金調達が必要な状況にあります。

かかる状況の下、資金調達を行う方法として、以下に示す検討を行いました。

### <他の資金調達方法との比較検討内容>

#### 金融機関からの借入

金融機関からの間接金融による資金調達に関しては、現状の当社の業績の状況を踏まえれば、困難と考えられます。また、必要な調達資金全額を借入金によって賄った場合の返済や金利は、短期的なキャッシュ・フローを悪化させる恐れがあります。

#### 第三者割当による新株のみの発行

第三者割当による新株のみの発行の場合は、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化も一度に発生し、新株予約権の発行と合わせた場合に比べて株価への影響が大きくなる可能性があります。

#### 公募増資の方法による新株式発行

公募増資に関しては、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でない判断いたしました。

#### 転換社債(新株予約権付社債)の発行

転換社債(新株予約権付社債)に関しては、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能であり、発行と同時に調達資金の全額が払い込まれるという利点が認められる反面、具体的な支出時期にかかわらず、社債に対する金利負担が生じる可能性があります。また、転換が進まない場合に社債の償還リスクを負うことが懸念されます。

#### ライツ・オファリング

新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。このうち、コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングは、平成26年の東京証券取引所有価証券上場規程等の変更による新株予約権の上場基準見直しにより、最近2年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オファリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施できない状況にあります。

### <本新株式及び本新株予約権による資金調達とした理由>

上記の各資金調達方法を比較検討することにより、当社は第三者割当による新株式の発行に加えて新株予約権の発行による方法を選択するに至りました。上記「第三者割当による新株のみの発行」に記載のとおり、第三者割当による新株式発行のみで調達資金の額の全額を調達しようとした場合、既存株主の皆様の株主価値の急激な希薄化を招くこととなりますが、調達資金の額の一部を新株予約権にて調達することにより、急激な希薄化を抑制できるものと判断いたしました。

前記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、新株式により調達する資金は当社の100%子会社であるベトナム現地法人に対して追加投資として出資金として利用する予定であります。当社は、新経営戦略としての2つの新規事業展開に着手するにあたり、これらの事業領域を支えるシステム開発を担うベトナム現地法人の体制強化は必須であると考えており、当社の経営戦略を実行に移すためにはベトナム現地法人への追加出資のための資金を確実に調達する必要があります。また、新株予約権により調達する資金は上記の2つの事業領域へのM&A等に係る資金及び上記ベトナム現地法人に対する追加投資としての出資金の増額を予定しております。なお、M&A等の案件の成立のスピードを早めるためには、買収資金の調達ができている又は調達の目的が立っていることが必要であると考えております。

以上のことから、新株式によりベトナム現地法人への追加出資による開発体制の強化のために必要な資金を確実に調達するとともに、新株予約権を発行することにより各事業領域に係るM & A等及びベトナム現地法人への追加出資の増額出資を実施するための資金を確保するため、本新株式の発行と本新株予約権の発行を決定いたしました。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

既存株主の保有する株式価値の希薄化への配慮

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっていること。具体的には、上記の本新株予約権の主な特徴に記載のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は210円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から7,000,000株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはないこと。

払込みの確実性

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、これまで当社を含めた上場企業を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に関して、豊富な投資実績があり、失権なども発生していないことから、本新株予約権の払込みの確実性が極めて高いと考えることができ、また、引受け後の本新株予約権の行使についても早期に実施されることが期待できること。

経営の独立性の維持

割当予定先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること。

当社株式の需給関係への影響の軽減

本新株予約権の行使は、その行使の時期(期間)が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。

<デメリットとなる要素>

既存株式の希薄化

本新株予約権の行使が進んだ場合、7,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。

新たな資金調達手段が必要となる懸念

本新株予約権の行使期間である2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならないこと。

b. 大規模な第三者割当を行う理由

本新株式により発行される株式数142,900株に係る割当議決権数1,429個、本新株予約権の目的である株式の総数7,000,000株に係る割当議決権数70,000個を合算すると割当議決権数は71,429個となり、当社の総議決権数145,857個(平成27年9月30日現在)に占める割合が約48.97%となります。したがって、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」において記載した大規模な第三者割当をこの時期に行う主な理由により、今回の資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による総額約15億円の資金調達を行うことを決定いたしました。

さらに、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を要することになることから、平成28年2月11日に当社の社外監査役2名(高木勇三氏、阿部貢氏)及び補欠の社外監査役1名(千賀貴生氏)に対して、今回の発行の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。その結果、「次の各号に示す事項を総合的に勘案した結果、今回の本新株式及び本新株予約権の募集規模が合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の同日付の意見書を得ております。

当社グループの中期経営計画の進捗状況に鑑みると、M & A等を活用した抜本的な経営戦略見直しが喫緊の課題であり、この実施に係る投資資金の確保を資金調達の目的及び理由とする本新株式及び本新株予約権の発行は、特段不合理とは判断されないこと

現状確定した投資先は定まっていないものの、想定している2つの事業領域における事業を早期に構築するためには、現時点で既に紹介を受けている投資先の複数の候補の買収金額、事業規模及び業績等を総合的に勘案すると、約15億円の資金調達が必要であるという判断は特段不合理とは判断されないこと

現状確定した投資先は定まっていないものの、M & A等の案件を最終決定する際には事前に買収資金の調達ができている又は調達の目途が立っていることが必要であり、また、自己資本の増強による財務体質の強化が必要であることから、この時期に第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行を行うことは、特段不合理とは判断されないこと

必要資金を調達するために大規模な第三者割当が必要となり、一時的には既存株主の株式価値の希薄化という影響は避けられないものの、資金調達により積極的に優良なM & A等を進め、新たな事業会社への転換を図り、黒字転換となるように業績向上を達成することで、当社グループの中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと判断されること

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の用途及び支出予定時期に特段の問題はないこと  
当社の財政状態に鑑みると、現状の手元資金では現在計画中のM & A等を進めることはできず、投資資金を外部から調達する必要があること

資金調達方法は、公募増資及び株主割当等のその他の調達手段と比較検討した上で決定しており、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと

本新株式は、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の当社株式の終値を基準に算定していること及び本新株予約権の発行価額は第三者機関が算定した結果に基づき決定していること並びに行使価額を含む発行条件及び算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから、有利発行には該当しないと考えられること

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年2月12日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成27年7月2日提出臨時報告書〕

#### 1．提出理由

平成27年6月26日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2．報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

本件は、以下のとおり承認可決されております。

(1) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第32条（取締役の責任免除）及び第43条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

###### 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、佐藤健太郎、佐藤和紀、安田浩の3氏を選任するものであります。

###### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、五十嵐敦、高木勇三の両氏を選任するものであります。高木勇三氏は社外監査役候補者であります。

###### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として千賀貴生氏を選任するものであります。同氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合(%))
第1号議案 定款一部変更の件	58,262	3,106	-	(注)1	可決(87.06%)
第2号議案 取締役3名選任の件					
佐藤 健太郎	58,054	3,317	-	(注)2	可決(86.75%)
佐藤 和紀	58,657	2,714	-		可決(87.65%)
安田 浩	58,854	2,517	-		可決(87.95%)
第3号議案 監査役2名選任の件					
五十嵐 敦	58,738	2,631	-	(注)2	可決(87.77%)
高木 勇三	58,963	2,406	-		可決(88.11%)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
千賀 貴生	58,927	2,444	-	(注)2	可決(88.05%)

- (注)1. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(145,855個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(145,855個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席議決権数は、平成27年6月25日午後5時15分までの議決権行使書(インターネットによる行使を含む)による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数の合計であります。
4. 賛成率の計算方法は、出席議決権数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

平成27年6月25日午後5時15分までの議決権行使書(インターネットによる行使を含む)による事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 至	平成27年10月1日 平成27年12月31日	平成28年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 公太 印

業務執行社員 公認会計士 井上 道明 印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロント及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフトフロントの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ソフトフロントが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 公太 印

業務執行社員 公認会計士 井上 道明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成26年6月24日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

### 三優監査法人

代表社員 公認会計士 山本公太 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井上道明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロント及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、4期連続の営業損失の計上、2期連続の営業キャッシュ・フローのマイナスの計上となり、また、当第3四半期連結累計期間においては、前年同期に比べて売上高は増加傾向にあるものの、営業損失344,517千円、経常損失345,469千円、親会社株主に帰属する四半期純損失355,976千円と引き続き損失を計上する結果となっており、このような損失計上が継続すれば、今後の資金計画に支障が生じる可能性もあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株及び第9回新株予約権の募集を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。